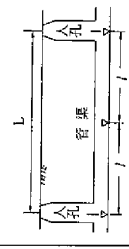


※ 測定基準の施工延長(面積)は最大間隔である。

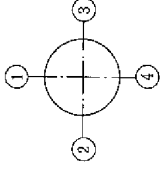
番号	工種	項目	規格値(mm)	施工管理基準		測定箇所	概要
				測定基準	図面(断面図、平面図)によるもの(設計値、実測値、差を記入する)		
30-1	下水道工事管渠開削工	基準高(垂直方向)	D < 1,000mm ± 30 D ≥ 1,000mm ± 50	基準高(管底高)、中心線の偏位勾配は、施工延長20mにつき1ヶ所、又は1布設延長毎にスパンの中央部及び両端部で測定する。 ただし、コンクリート基礎等を有するものを除く、口径800mm未満の管渠については、マンホール部を測定する。 延長は、各マンホール間を測定する。	断面図(断面図、平面図)によるもの(設計値、実測値、差を記入する)		
		中心線の偏位(水平方向)	± 50	勾配 逆勾配にしてはならない。	測定値を測定結果一覧表にまとめ、(巻き立てコンクリート等をふくむ)		
30-2	下水道用人孔	基準厚 高さ 内径 内深	± 30 - 20 - 30 ± 30	マンホール毎に測定する。製品使用の場合は、製品の寸法は、規格証明書等による。	断面表示の出来ないものについては結果表にまとめ、	<p>人孔底部の基準高の規格値は定めがないが、実測値を測定し、管理表に記入すること。</p>	

30 下水道工事関係

※ 測定基準の施工延長(面積)は最大間隔である。

番号	工種	項目	規格値(mm)	施工管理基準			測定箇所	摘要
				測定基準	結果表によるもの(設計値、実測値、差を記入する)	設計図(取囲図、取取図)によるもの(取取図を差替として設計図と異なるもの()書きで差替とする。)		
30 下水道工事関係	下水道工事推進工	基準高(垂直方向)	D < 1,000mm ± 50 D ≥ 1,000mm ± 100 かつ D の 5% 以内	基準高(管高)、中心線の偏位勾配は、施工延長 20m につき 1ヶ所、又は 1 布設長毎にスパンの中央部及び両端部で測定する。ただし、口径 800mm 未満の管渠については、マンホール端部を測定する。	測定値を測定結果一覧表等に入力する。	推進完了後、基準高、延長等の測定値を管渠縦断面図に記入する。		
		中心線の偏位(水平方向)	± 200					
		勾延	配管逆勾配にしてはならない。 総延長 - 100 1 布設延長 - 50					

※ 測定基準の施工延長(面積)は最大間隔である。

番号	工種	項目	規格値(mm)	施工管理基準			測定箇所	摘要		
				測定基準	結果表によるもの(設計値、実測値、差を記入する)	設計図(既設図、取組図)によるもの(取組図との差を記入する)			管理図表によるもの	
30 下 水 道 工 事 関 係	下水道工事 シールド工	基準 (垂直方向)	一次覆工 ±100	一次覆工	結果表によるもの(設計値、実測値、差を記入する)	設計図(既設図、取組図)によるもの(取組図との差を記入する)				
		中心線の偏位 (水平方向)	二次覆工 ±50	掘進中のシールド機の掘進状況は、少なくとも1日1回又は、5リング程度毎に測定する。曲線部等は、適宜間隔を縮める。	測定値を測定結果一覧表等にとめる。	完了後、基準高、延長等の測定値を管路縦断面図に記入する。			掘進中の航行状況、推進力等を航行図・推進力図等にとめる。	
		勾配	一次覆工 ±200	基準高(管底高)、中心線の偏位、管径は、セグメントが安定した後、施工延長10リングにつき1箇所測定する。	二次覆工					
		延長	一次覆工 ±30	逆勾配にしてはならない。	二次覆工					
			一次覆工 - 50	基準高(管底高)、中心線の偏位、管径は、施工延長20mにつき1箇所、覆工厚は、施工延長100mにつき1箇所、又は指示する箇所をコア一抜き取り等により測定する。	二次覆工					
		覆工厚	二次覆工 - 20	測定は、原則として図に示す①～④の各点とする。						